壬戌学制制定過程にみられる胡適の果たした役割

今 井 航 (2006年10月5日受理)

The Roles Played by HuShi in the Establishment Process of the Renxu Educational System

Wataru Imai

This paper clarified the roles that played by HuShi in the establishment process of the Renxu Educational System in 1922. This educational system was made by the compromise with the proposal of the Ministry of Education of the Beijing Government and the proposal of the Chinese Federation of Educational Boards. The compromise of two proposals was successfully performed by HuShi. In a word, Hushi had been played a great role in the establishment of the Renxu Educational System.

Key words: The Renxu(壬戌)Educational System, HuShi(胡適), The Ministry of Education, The Chinese Federation of Educational Boards, The Beijing(北京)Government Period of Republican China

キーワード: 壬戌学制, 胡適, 教育部, 全国教育会連合会, 中華民国北京政府期

はじめに

本稿は, 壬戌学制の制定に果たした胡適の役割を明 らかにすることを目的としている。

壬戌学制は、中華民国建国後の1912年から13年にかけて作られた壬子・癸丑学制を改革して制定された学制である。正式名を学校系統改革案といい、1922年11月1日に大総統令として公布された。この学制は、いわゆる六・三・三制をもち、同時に中学校に総合制が導入され、さらには選択科目制が取り入れられた。中国教育の「アメリカ化」のひとつの象徴として、中国近代教育史上、よく知られている学制である。

一方、胡適(1891~1962)は、中国近代の学者、あるいは思想家であり、1910年代後半には難解な文語文を廃して口語文にもとづく白話文学を提唱し、理論面で文学革命を後押ししたことで有名である。また、アメリカ留学の際にコロンビア大学でデューイ(John Dewey 1859~1952)に師事し、帰国後はデューイ訪中を要請したことも周知の通りである。しかし、壬戌学制の制定に果たした彼の役割についてはよく知られていない。その理由は、壬戌学制の制定過程が本格的に追究されてこなかったためと思われる。

壬戌学制は、1922年10月に済南市で開かれた第8回全国教育会連合会(以下、第8回大会と略す)で議決された学制系統案(以下、第8回系統案と略す)を、ほぼ踏襲したものであった。第8回系統案は、前月9月に教育部主催の学制会議で議決された学校系統改革案(以下、学制会議案と略す)や、あるいは前年10月末から11月初旬にかけて広州市で開かれた第7回全国教育会連合会(以下、第7回大会と略す)で議決された学制系統草案(以下、第7回草案と略す)、さらには江蘇新学制草案討論会で議決された学制系統草案修正案の三案を土台とし、議決された。さらにいえば、これら三案のうちでも、学制会議案と第7回草案の二案の折衷・調和があってはじめて成り立った。この折衷・調和、いわば調停に関わったのが、胡適であった」。。

こうした第8回大会における胡適の役割を問うた先行研究は、ほとんどない。しかしながら、李雪燕が第8回大会期間中に胡適により起草された調停案について言及している。李はそこで調停案が壬戌学制にかなり反映したとみて、胡適の積極的な関わりがあったことを認めている²⁾。こうした李の評価は、『新教育』に掲載された胡適自身の手による、次の一文を根拠と

してなされている³⁾。

教育部が学制会議を招集したとき、まったく杓子 定規なことが言われ、広東の学制草案 (筆者注、第 7回草案のこと) がふれられることはなく、まるで 彼らは第7回連合会決議の新学制をあろうことか知 らない素振りであった。教育部は杓子定規なことを 言って連合会には目もくれず、連合会もまた杓子定 規なことを言ってもよいではないかと言わんばかり に、 学制会議に対して知らない素振りをしている。 11年度(筆者注, 1922年度)の教育部主催の学制会 議は元年度(筆者注,1912年度)の教育会議と直接 だと言い、われわれ第8回連合会も第7回連合会と 直接だと言う。しかし、どちらにもみられるように 杓子定規なことを言うのでは、結局のところ事をな にも成さない。われわれがなすべきことは中華民国 にとって最もふさわしい学制を制定することであ り、意地を張り合うことではない。したがって、連 合会に同席した人には決して杓子定規なことを言わ ないよう希望する。広州の議案(筆者注. 第7回大 会草案) に基づきながら、学制会議の議決案を用い て参考とし、比較しながらよいところを選んでこれ に従い、第三の草案を完成させ、学制問題にひとつ の区切りをつけ、教育部に上申して公布施行しても らう。おとなしくそうするのがよいであろう。

この一文は、胡適が第8回大会の開幕式で行った演説 の一部である。この引用にみられる「第三の草案」は、 李も言及しているように実際に第8回大会で作成され た。これが胡適起草による調停案であった。

しかし、李による先のような評価は、上の引用のみ を取り上げてなされたものである。よって、彼の積極 的な関わりがあったことは認められるものの、調停案 が壬戌学制にどの程度反映したのかが不明である。

李は、調停案そのものを明らかにしていない。本稿では、調停案そのものを取り上げる⁴⁾。胡適起草による調停案を明らかにすることにより、壬戌学制の制定に果たした胡適の役割を論じようとするものである。

1 学制会議案の第8回大会への提出

調停案そのものをみる前に、学制会議案が第8回大会に提出されるまでの経緯を明らかにしておきたい。 学制会議での議決後、それは、本来であれば教育部に渡され、教育部で審議されてから国務院へと上申され、ようやく大総統令として公布されるのが筋である。にもかかわらず、なぜ学制会議案は第8回大会にわざわ ざ提出されたのだろうか。

学制会議の閉会後、学制会議案の第8回大会への提出のことで、教育部では賛成派と反対派とに意見が割れたようである。このことは、第8回大会期間中に出された胡適宛の蒋夢麟の手紙から読み取ることができる。蒋は、学制会議に参加しており、学制会議の経過を熟知していた。彼からの手紙は、1922年10月14日付の胡適の日記にそのまま掲載されている50。

山東で大会が開かれる前に、爾和は会議(筆者注, 第8回大会のこと)への案の提出をもともと主張していました。案は、学制会議を通過したのだし、も し山東であらためてこれを提案するなら学制会議の 諸氏に対して申し訳ないというのが、教育部では多 数意見でした。彼らは遠くから来て参加したのに、 もし通過した案が無効となるのであれば、冗談で済まされるでしょうか?そのような事情により、後日、 爾和は教育部の代表と会議を開きましたが、詰まる ところ学制会議決議を山東で開かれる大会に提出し、 参考にしてもらうこととなりました。

ここで、爾和というのは当時の教育部総長であり、湯爾和のことである。引用にあるように、湯はもともと学制会議案の提出を主張していた。しかし、教育部ではこれに反対する者が多数であった。その理由は、せっかく議決された学制会議案を第8回大会に提出すれば、学制会議案そのものが無効になるのではないかという心配があったためである。こうした多数の反対者の理解をどのようにして得たのかが不明ではあるが、学制会議案は、詰まるところ第8回大会に提出されることとなった。引用を続けよう。

(略)、ようやく山東に提出して参考にしてもらうことが決定され、決して(筆者補足、第8回大会での)議論を禁止したり、あるいは原案通りの通過を主張するように希望したりということはなくなりました。案を提出することは困難でありましたが、提出して参考に供されるからには、修正したり、あるいは全文をひっくり返したりするのは、すべて山東の会議の権限内のことであり、教育部はよいとも悪いとも決して決定を下せません。

このように、学制会議案の扱いは第8回大会の権限内 にあるということも記された。

学制会議案を第8回大会に持参したのは、教育部からの派遣員2名であった。陳容と胡家鳳であった。

陳容は、第8回大会の開催地となる済南市に向かう車中で胡適と会った。その際、彼は学制会議案が覆されないことを希望していると、胡適に伝えたようである。つまり、提出はするが、教育部員は第8回大会における学制会議案の採択をやはり希望していたのである。しかしながら、蒋は手紙でそのことが教育部の考えを誤解させるものだと伝えていた⁷¹。

「連合会がこの案をこれ以上翻さないことを希望する」と主素(筆者注、陳容のこと)は言ったようでありますが、これは教育当局の考えを誤解させるものです。この度の教育部代表の一人は主素であり、もう一人は胡家鳳です。胡氏は、(中略)、山東の会議に提出しないと主張した者です。爾和が胡氏を派遣したのは、(筆者補足、第8回大会への提出)反対派の人を派遣させることにより、外の空気を少し会場に入れさせようとしたからであります。とはいえ、主素にもそのような誤解があるとは思ってもみませんでした。たいへん奇異に思います。

蒋にしてみれば、陳は提出することに賛成であったから、彼が第8回大会で学制会議案が覆されないことを希望しているとは思ってもみなかったのであろう。また、もう一人の胡家鳳は提出することに反対であったが、反対派の彼を湯がわざわざ派遣したのは、第8回大会に「外の空気」を入れたかったから、と伝えた。

このように、教育部主催の学制会議で学制会議案が 議決されたものの、教育部ではこれを第8回大会に提 出するかどうかをめぐって対立が生まれていた。詰ま るところ、第8回大会に提出することとなった。

一方、学制会議案が提出されることを受けて、第8 回大会ではその受け入れをめぐってやはり揉めたよう である。胡適の一文を、以下に挙げてみよう⁸。

(筆者注, 先月) 9月の教育部主催の学制会議は、そもそも昨年(筆者注, 1921年10月26日~11月7日)、広州で開かれた第7回全国教育会連合会で議決された新学制草案(筆者注, 正式名は学制系統草案)がきっかけとなり開かれたのであるが、そこでは教育部の人がどうしても役人風を吹かして民国元年の教育会議を取り上げるばかりであり、決して広州の大会議決案(筆者注, 第7回草案のこと)にふれようとはしなかった。このことにより、すでに多くの会員の嫌悪感が引き出されてしまっていた。

このように、学制会議は第8回大会の多くの参加者に 嫌悪感をもたれていた。なかでも、浙江省教育会代表 の許倬雲は,第8回大会の開幕式で演台に立ち,学制 会議案を非難した⁹⁾。

「教育部がなんだ。学制会議を招集する資格があるのか。学制会議がなんだ。新学制を定める資格があるのか。学制会議の新学制をどうぞご覧なって下さい。そこに革新の意味があるか?旧学制の保存じゃないか。なにが学制会議だ。明らかにわれわれ教育会連合会を茶化しているじゃないか。いまの教育総長、そして次長がなんだ。湯爾和、馬叙倫は二人ともわれわれ浙江人だ。私がいま思うことは彼らの不名誉な歴史を報告し、みなさんに聞かせて……」。

こうした許の発言からは、第8回大会における学制会 議案の受け入れが相当に困難であったことが窺える。

以上のように、学制会議案の第8回大会への提出を めぐっては、教育部で意見の対立が生まれると同時に、 その受け入れをめぐり第8回大会で揉めたのである。

こうした複雑な実情をみると、第8回大会で胡適が 学制会議案と第7回草案との調停を引き受けた事実 は、注目に値する。もし胡適による調停がなければ、 この二案は個々別々に存在したままとなり、壬戌学制 へと収斂していくことはなかったのではないかと思わ れるからである。

では、胡適起草による調停案は、どのような内容であったのだろうか。

2 胡谪起草による調停案

冒頭でも述べたように、第8回大会の開幕式で胡適は、学制会議案と第7回草案との調停を提案した。調停の提案は、第8回大会の参加者に認められた。同じく冒頭で述べたように、開幕式で胡適は「われわれがなすべきことは中華民国にとって最もふさわしい学制を制定することであり、あちらこちらで意地を張ることではない」と主張した。これにより、調停案の目的は第8回大会の参加者の意思を「中華民国にとって最もふさわしい学制を制定する」ことに集中させることにあったとみられる。しかし、第8回大会期間中に記された胡適の日記からは、一口にそうした大義のための調停とは言えないところもみえてくる。たとえば、1922年10月12日付の日記には100.

私が昨日(筆者注, 第8回大会開幕日)演説したときに, もともと主張したことは広州案(筆者注, 第7回草案のこと)および学制会議案を使って底本を作り,各省の修正案を参酌しながら,折衷かつ調和

させた修正案を起草するというものであった。言い 争いを免れるためにはやむを得なかった。

とあり、調停案は言い争いを免れるための、いわば妥協の産物であった可能性も否定できないのである。

第8回大会では、開幕式の次の日に第2回全体会議が開かれ、審査会の設置がその場で決定された。審査会は、甲組および乙組の二グループに分けられ、甲組が学制問題を扱うこととなった。第1回甲組審査会は、第2回全体会議終了後に開かれた。第1回甲組審査会が終わった後、教育部員の陳容と胡家鳳は胡適の宿を訪ねたようである。胡適は、そのときの様子を次のように書いた¹¹。

このとき、すでに彼らは学制会議の原案(筆者注、 学制会議案のこと)を手直しするしかないことを認 めていたが、手直しは少なければ少ないほどよいこ とを望んでいた。このため、彼らは胡適の調和論を 優先し、胡氏に折衷され調和された修正案の提出を 勧めた。胡適も、審査会に書面の底本がなければ必 ず言い争いとなってきりがなく、期日が先延ばしに なると考え、遂に起草を承諾した。

言い争いを免れるためには、学制会議案と第7回草案 を調停するしかなかったということを、ここでも確認 することができる。

こうして、甲組審査会で審議するための調停案が起草されることとなった。起草の作業が行われたのは、第1回甲組審査会が開かれた日の夕方から深夜にかけてであった。完成した調停案は、以下の通りであった¹²⁾。

修正学制系統草案の起草

序言

審査会の進行を捗らせるため、我々は一昼夜力を 尽くし、広州の原案(筆者注、第7回草案のこと) に基づきながら、学制会議決議(筆者注、学制会議 案のこと)および江蘇省教育会から提出された修正 案を参酌し、比較検討した結果、このような修正案 をまとめあげた。意義は全て広州原案に基づき、文 字や形式は諸案を比較し、よいところを選んでこれ に従った。諸氏によるご一考、ご採択をお願いする ものである。

十一,十,十三。胡適。

標準

- (一) 本国の社会進化の需要に適応し,
- (二) 平民教育の精神を発揮し、

- (三) 個性の発展を可能ならしめ.
- (四) 国民の経済力に注意する。
- (五) 地方の伸縮の余地を多く留め、
- (六) 教育を普及しやすくする。

学制系統図表

(図. 略)

説明

一 初等教育

- (1) 小学校は国民教育の施行のために設立し、中等教育の準備を専らとするのではない。(広一)
- (2) 小学校の修業年限は6年間とする。(広三,制一。)
- (3) 小学校は初級および高級の二段階に分けなければならない。前期4年間を初級とし、地方の状況により単独に設立することができる。(制二,広三)
- (4) 義務教育年限は暫く4年間を基準とする。地 方により適当な時期をみてこれを延長することが できる。(広五、制三。)
- (5) 小学校のカリキュラムはより高学年で、地方の状況を斟酌して職業準備教育を設置することができる。(広四、蘇四)
- (6) 斟酌の上、相当の年限の補習科を初級小学以上に設置することができる。(制五、蘇五)
- (7) 幼稚園は6歳以下の児童を受け入れる。(広七)
- (8) 年長の失学者に対しては補習学校を設立しなければならない。(広八)

二 中等教育

(1) 中学校の修業年限は6年間とし、初級中学は4年間、高級中学は2年間とする。但し、地方の状況により初級3年間、高級3年間と定めることができる。(制八)

三年制初級中学のカリキュラムは、四年制初級中学の第一学年から第三学年までのカリキュラムと同じでなければならない。(増)

- (2) 初級中学は、地方の状況により単独に設立することができる。(制九、参広十一。)
- (3) 高級中学は初級中学と併設しなければならない。但し、やむを得ない時には単独に設立することができる。(制十、参広十一。)
- (4) 初級中学では普通教育を実施する。但し、地方の需要により各種の職業科を兼ねて設置することができる。(広一から四まで、かつ七から九まで、制十一。)
- (5) 高級中学では普通、農、工、商、師範などの科に分ける。但し、地方の状況を斟酌した上で、

一科のみを設置したり、あるいは数科を兼ねて設置したりすることができる。(制十一,十二を改める)

[附注一] 旧学制により設立された甲種実業学校は、職業学校と改めるか、あるいは高級中学の農、工、商などの科と改める。

- (6) 中等教育では選択科目制を採用する。(広九)
- (7) 中等教育では補習学校を設立することができる。補習の種類および年限は地方の状況により定める。(蘇五)
- (8) 職業学校の学科および年限は地方の実際の需要を酌量し,随時,決定することができる。(制七,参広一から三まで。)

[附注二] 旧学制により設立された乙種実業学校 は、職業学校と改める。

(9) 師範学校の修業年限は6年間とする。ならびに、2年間か3年間の師範科を兼ねて設置し、初級中学卒業生を受け入れることができる。

[附注三] 三年制初級中学を卒業した者は,三年 制師範科に入学する。

- (10) 師範学校の前期3年間は普通科とし、カリキュラムは中学校の前期3年間のものと同じにしなければならない。[参広一、増。上文(1)と比較せよ。]
- (11) 義務教育の推進を図るために、地方の需要により斟酌の上、師範講習所を設立することができる。修業年限は2年間以上と定める。(広六、制十四。)
- (12) 職業教育の推進を図るために、酌量の上、相当の学校内に職業教員養成科を設置することができる。(広七、制十五。)

三 高等教育

- (1) 大学には、数科を設置するか、あるいは一科のみを設置するか、そのどちらでもよい。一科のみを設置するのであれば、例えば医科大学、法科大学、師範大学のように某科大学と称する。(制十九、広一)
- (2) 大学の修業年限は4年間から6年間までと定める。各科の性質に照らしその限度内で斟酌した上で、年限を定めなければならない。(広二)

医科大学および法科大学の修業年限は少なくとも5年間とする。

[附注四] 旧学制により設立された高等師範学校は、相当の時期に程度を高め、高級中学卒業生を受け入れ、修業年限は4年間と定め、師範大学と称するか、あるいは大学の教育学科と改めなければならない。

- (3) 大学では選択科目制を用いる。(増)
- (4) 専門学校の修業年限は3年間か、あるいは4年間とする。高級中学の卒業生がこれに入る。四年制卒業生の場合、その待遇は四年制大学卒業生と同じにする(広七、制十六)

医学および法政専門学校の修業年限は4年間と 定める。(増)

(5) 大学および専門学校では専修科を付設することができ、その修業年限は一律としない。その種の学術や、あるいは職業を修めたいという希望があり、相当の程度にある者がこれに入る。(広六)(6) 大学院は、大学卒業生、およびこれと同等の程度にある者が研究するための場所である。年限は定めないものとする。(広五、制二十二。)

附則

- (1) 特殊な知能に適応するために、特に優れた能力を持つ者(原文では天才者)の教育に対しては特別な注意を払わなければならない。修業年限は臨機応変でよい。(制乙)
- (2) 精神上、あるいは身体上に欠陥がある者に対しては特殊な教育を行わなければならない。(制 丙)

胡適起草による調停案の序言には「審査会の進行を捗らせるため」と明記されていた。また、条文をみると、参考にされた案がひとつひとつに明記されていた。「広」は第7回草案であり、「制」は学制会議案であった。例えば「広一」とあれば、第7回草案の第1条を、また「制一」とあれば、学制会議案の第1条を、参考にしたということである¹³⁾。

この調停案が底本とされ、第3回から第5回までの 甲組審査会で審議が行われた¹⁴⁾。第3回甲組審査会で は、初等教育段階と中等教育段階が議論された。この 二段階に絞って底本にみられる特徴を大きく捉える と、次の二点を指摘できる¹⁵⁾。

第一に,底本の初等教育段階では,第7回草案がほ ほ採用された。学制会議案では七年制小学校が認めら れていたが,これが削除された。

第二に、底本の中等教育段階では、学制会議案が採用された。中学校は四・二制が原則とされ、三・三制が附則とされた。これは学制会議案に基づいたものとみることができる。

このように、底本の初等教育段階では第7回草案が採用され、中等教育段階では学制会議案が採用された。 しかし、この二点は、第3回甲組審査会で議論された 結果、変わった。甲組審査会では第5回までの審議を 終えて起草員案が作られた。これをみると、底本が修 正されたことがわかる。上記の二点も修正された。すなわち、起草員案の初等教育段階では一転、七年制小学校が認められ、中等教育段階では三・三制が原則とされ、四・二制が附則とされたのである¹⁶。

その後、この起草員案が第6回から第8回までの甲組審査会で審議され、ほぼそのままの形で審査会報告案として採択された。審査会報告案は第3回全体会議に提出され、やはりほぼそのままの形で議決された。これが、第8回大会決議の第8回系統案となった¹⁷⁾。

おわりに

底本は、学制会議案と第7回草案を調停する形で起草された。これに大きく関わったのが胡適であった。 胡適は「中華民国にとって最もふさわしい学制をつくる」ことを説く一方で、学制会議案と第7回草案とが対立したままでは新しい学制を制定することができないことから、両案の妥協を探った。本稿でみたように、教育部と全国教育会連合会とは対立した。しかし、胡適は双方の案を調停することに成功した。この調停案、すなわち底本の起草がなければ、壬戌学制が制定されることはなかったであろう。壬戌学制の制定に果たした彼の役割は、極めて大きかったといえる。

また、底本は、学制会議案と第7回草案の争点を浮き彫りにした。初等・中等教育段階に絞っていえば、底本では学制会議案の七年制小学校が削られ、中学校は四・二制が原則とされた。しかし、甲組審査会での議論を経て、七年制小学校は明記されることとなり、さらに中学校は三・三制が原則とされることとなった。このように、底本が甲組審査会で審議されることになった結果、争点が生み出された。言い換えれば、胡適は壬戌学制へと収斂していくための始まりを作ったのである。だとすれば、胡適起草による調停案を壬戌学制の骨子であったとみることができ、胡適が壬戌学制の原案をとりまとめたともいえるのではないだろうか。

【注】

- 1) 拙稿「壬戌学制制定過程にみられる初等・中等教育段階の修正に関する考察」『アジア教育史研究』 第13号、2004年7月。
- 2) 李雪燕「胡適対1922年新学制創建的貢献」『安慶 師範学院学報(社会科学版)』第22巻第3期,2003 年5月。
- 3) 胡適「記第八届全国教育会連合会討論新学制的経過」『新教育』第5巻第5期,1922年12月。
- 4)「十一,十,十二」『胡適日記全編』 3,安徽教育出版社,2001年10月。
- 5) 「十一, 十, 十四」 『胡適日記全編』 3, 安徽教育出版社, 2001年10月。
- 6) 前掲5), 「十一,十,十四]。
- 7) 前揭5), 「十一,十,十四 |。
- 8) 前揭3), 胡適「記第八届全国教育会連合会討論 新学制的経過」。
- 9)前掲3),胡適「記第八届全国教育会連合会討論 新学制的経過」。
- 10) 前掲4). 「十一.十.十二]。
- 11) 前揭 3), 胡適「記第八届全国教育会連合会討論新学制的経過。
- 12) 前掲4), 「十一,十,十二]。
- 13) 前揭 3), 胡適「記第八届全国教育会連合会討論新学制的経過。
- 14) 「十一, 十, 十三」および「十一, 十, 十四」『胡適日 記全編』 3. 安徽教育出版社, 2001年10月。
- 15) 前掲3), 胡適「記第八届全国教育会連合会討論 新学制的経過 |。
- 16) 夏承楓「全国教連会之審査報告」『新教育』第5 卷第4期,「要聞」, 1922年11月。
- 17) 前掲1), 拙稿「壬戌学制制定過程にみられる初等・中等教育段階の修正に関する考察」。